

検査及び試験と要員の独立の整理

- ・ 3/6 のヒアリングでの議論を踏まえ、保安規定第 8 章施設管理における「事業者検査」「試験等」の整理を再確認し、第 3 条 8.2.4 検査及び試験の考え方と不整合はないことを確認した。
- ・ 上記の確認結果も含め、第 3 条 8.2.4 検査及び試験 における「要員の独立の程度」と「原子力安全に対する重要度」との関係は以下の通り整理できる。

○第 3 条の「検査及び試験」とは、品質管理基準規則における「使用前事業者検査等」と「自主検査等」の総称の意であり、第 107 条(施設管理)における「事業者検査」と「試験等」※の総称を意図している。

第 3 条 QMS	第 107 条 施設管理	品質管理基準規則	要員の独立の程度	原子力安全に 対する重要度
「検査及 び試験」	「事業者 検査」	「使用前事業者検査等」 〔使用前事業者検査 定期事業者検査〕	検査実施 GM 及び 検査員は組織的に 独立	高
	「試験等」	「自主検査等」	上記を準用	高 及び上記以外

※第 107 条における用語の整理

- ・「事業者検査」：使用前事業者検査及び定期事業者検査
- ・「試験等」：「事業者検査」以外の検査及び試験

○「使用前事業者検査等」は、法令に定める使用前事業者検査及び定期事業者検査であり、原子力安全に対する重要度は「高」である。また、8 章施設管理で規定するプロセスにより、組織的に独立した検査員が実施する。

(参考 1)

第 8 章施設管理における記載は以下の通り。

- ・第 107 条(施設管理計画)
9.保全の結果の確認・評価
(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。
- ・第 107 条の 4(使用前事業者検査の実施)
2. 安全総括 GM は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施 GM として指名する。
- ・第 107 条の 5(定期事業者検査の実施)
2. 安全総括 GM は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施 GM として指名する。

(参考 2)

「検査及び試験」と「自主検査等」の関係は以下の通り。

- 第 3 条の「検査及び試験」は、第 107 条における「事業者検査」および「試験等(事業者検査以外の検査及び試験)」の総称の意であり、後者は品質管理基準規則における「自主検査等」に該当すると整理していることから、品質管理基準規則の範囲を全て含んでいる。

- 「検査及び試験」は原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために実施するものであり、JISQ9001 の“製品の監視及び測定”を原子炉施設の業務に置き換えて使用してきた用語である。また、妥当性確認とは、客観的証拠を示すことによって要求事項が満たされていることを確認することであり、品質管理基準規則では「要求事項に適合していることを確認すること」であるから、これら総合すると「検査及び試験」は「自主検査等」の範囲を包絡している。

(参考 3)

・『自主検査等』

品質管理基準規則解釈第十九条 3 項

「要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するもの」

・『検証』

品質管理基準規則 第四十八条

「原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、～」

保安規定 8.2.4

「組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、～」

JIS Q 9000

「客観的証拠を提示することによって、規定要求事項が満たされていることを確認すること」

・『妥当性確認』

品質管理基準規則 第二条第九号

「～機器等又は保安活動を構成する個別の業務及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。」

JIS Q 9000

「客観的証拠を提示することによって、特定の意図された用途又は適用に関する要求事項が満たされていることを確認すること」

・『試験』

JIS Q 9000

「特定の意図した用途又は適用に関する要求事項に従って確定すること。」

(注記)試験の結果が適合を示している場合、その結果を妥当性確認のために使用することができる

・『監視測定』

『監視』

JIS Q 9000

「システム、プロセス、製品、サービス又は活動の状況を確定すること。」

『測定』

JIS Q 9000

「値を確定するプロセス」

JIS Q 9001 8.2.4 の“製品の監視及び測定”は、「製品要求事項が満たされていることを検証する

【東京電力 HD(株)】

2020.4.20

ために、製品の特性を監視し、測定する」ことである。原子炉施設の安全のためのマネジメントシステムにおいては、製品を「業務」及び安全の達成に必要な「原子炉施設」としていることから、原子炉施設に係る業務としては、検査及び試験活動そのものである。

－以上－